

男女共同参画の推進に関する施策等に対する苦情の処理（概要）

福岡市男女共同参画を推進する条例では、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民等から苦情の申出があった場合は、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴いて適切な措置を講じることとしている。

福岡市男女共同参画を推進する条例（抜粋）

（施策に対する苦情の処理）

第26条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴いたうえで、必要に応じて、適切な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の申出をした市民等に対し、当該申出に係る意見及び講じた措置の内容を通知しなければならない。

■苦情の申出ができるのは

福岡市内に住所を有する人（法人を含む）及び福岡市内に通勤・通学している人

■対象となるのは

◎本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策

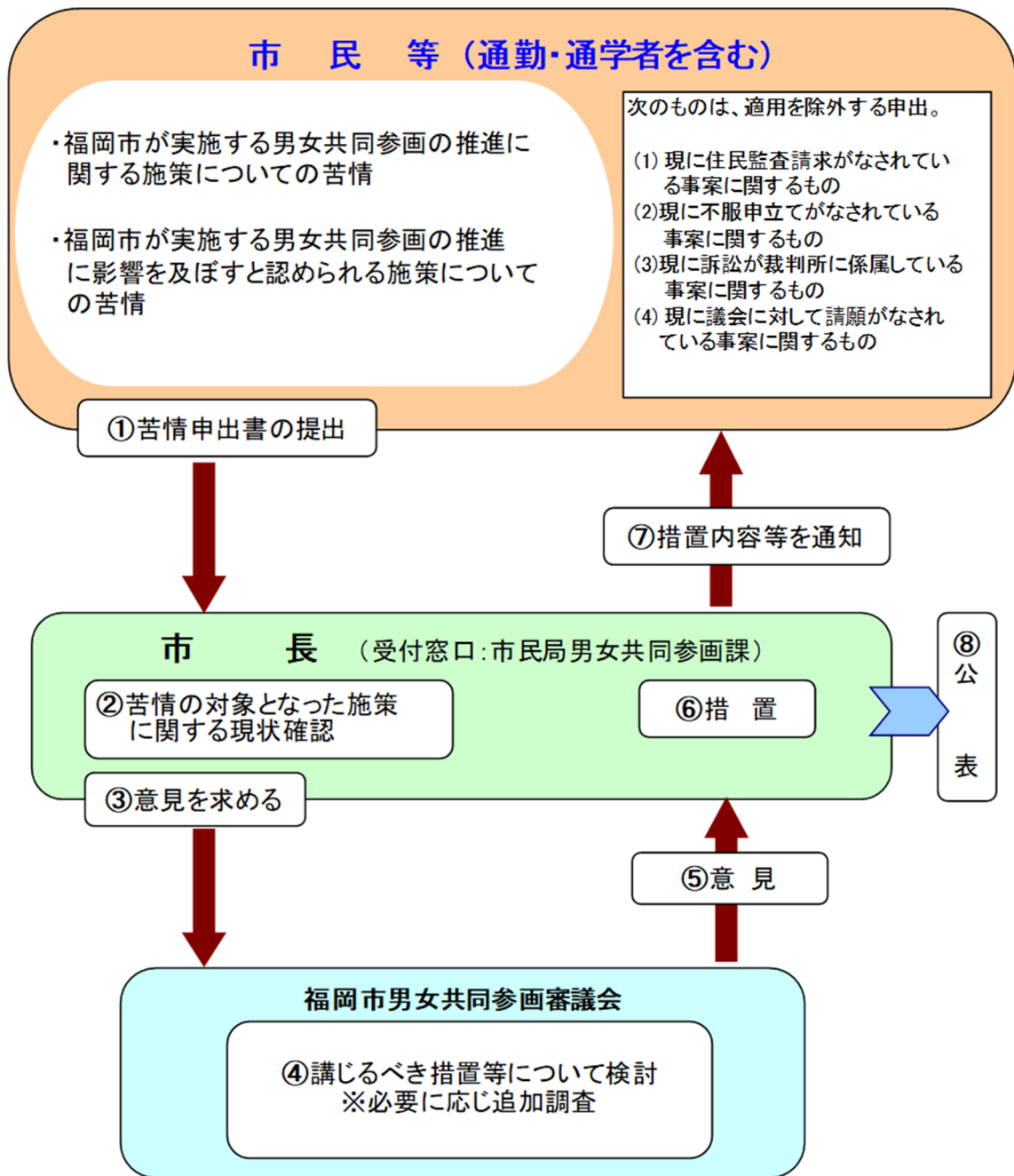
◎本市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策

ただし、次に掲げるものは、この制度の適用を除外する申出。

（福岡市男女共同参画を推進する条例施行規則第4条）

- (1) 現に住民監査請求がなされている事案に関するもの
- (2) 現に不服申立てがなされている事案に関するもの
- (3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの
- (4) 現に議会に対して請願がなされている事案に関するもの

《手続の流れ》



○申出を受けた後、市長は苦情の対象となった施策に関する現状などを確認し、その結果を添えて、福岡市男女共同参画審議会に対し苦情についての意見を求める。

○同審議会は、必要に応じて関係者からの事情聴取や資料収集などの調査を行ったうえで、市長に対して意見を述べる。

○市長は、同審議会の意見を踏まえ、施策の変更や検討などを行う。

○処理結果は、申出人に書面で通知し、結果を公表する。